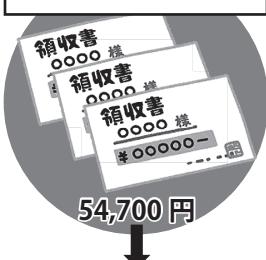


information

『医療費控除の明細書』の作成方法

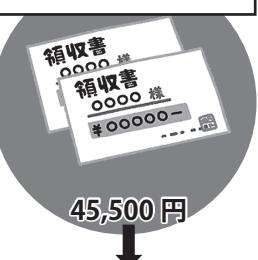
- 令和3年中に支払った医療費の領収書を、「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに分類してください。
- 分類した束ごとに、「医療費控除の明細書」へ1行ずつ記入してください。

花子さん・△△病院利用分
(1~12月の合計)



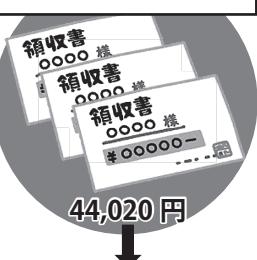
1行目に記入

花子さん・□□薬局利用分
(1~12月の合計)



2行目に記入

太郎さん・△△病院利用分
(1~12月の合計)



3行目に記入

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
○ ○ 花 子	△ △ 病 院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	54,700 円	円
○ ○ 花 子	□ □ 薬 局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	45,500	
○ ○ 太 郎	△ △ 病 院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	44,020	
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス		

※高額療養費や保険金など医療費を補てんする金額は、医療費の合計額から差し引く必要があります。

※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けられる方は、明細書のほかに「健康の保持増進及び疾病予防への取組(健康診断、予防接種等)を行ったことを明らかにする書類」が必要です。

※詳しくは、国税庁ホームページの「医療費控除の明細書の記載要領」をご覧ください。

《医療費控除の対象とならないもの(主な例)》

○予防接種の費用 ○健康診断の費用 ○タクシー代 ○眼鏡・補聴器等の購入の費用

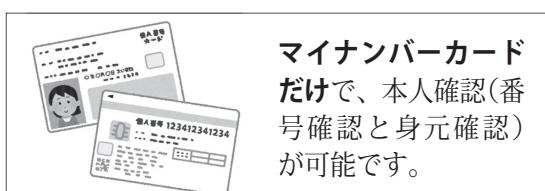
○風邪予防や健康増進のためのビタミン剤や漢方薬等の購入代金 ○入院時の差額室料

※各費用については、状況によって対象となる場合もあります。

マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの記載および本人確認書類が必要になります！

本人確認では、「正しいマイナンバーであることの確認(番号確認)」および「記載したマイナンバーの持ち主であることの確認(身元確認)」を行う必要があります。

●マイナンバーカードをお持ちの方は



マイナンバーカード
だけで、本人確認(番号確認と身元確認)
が可能です。

●マイナンバーカードをお持ちでない方は



ご自宅で、パソコン・スマートフォンなどから申告することができますので、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、ぜひ、e-Tax(電子申告)をご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告特集」をご覧いただくか、「確定申告電話相談センター」(滝川税務署 Tel.22-2191に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」を選択)でご相談ください。